

第九十四回国会 大蔵委員会 議 録 第七号

昭和五十六年二月二十五日(水曜日)
午後一時三十分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君
理事 越智 伊平君 理事 大原 一三君
理事 小泉純一郎君 理事 山崎武三郎君
理事 伊藤 茂君 理事 沢田 広君
理事 鳥居 一雄君 理事 竹本 孫一君
相沢 英之君 今枝 敏雄君
椎名 素夫君 中村正三郎君
平沼 赳夫君 毛利 松平君
森田 一君 柳沢 伯夫君
山中 貞則君 山本 幸雄君
戸田 菊雄君 堀 昌雄君
柴田 弘君 玉置 一弥君
正森 成二君 養輪 幸代君
柿澤 弘治君

出席國務大臣

大蔵 大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 保岡 興治君
大蔵大臣官房審議官 矢澤富太郎君
大蔵省主税局長 高橋 元君
国税庁間税部長 小泉 忠之君
委員外の出席者 大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

本日の会議に付した案件

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内

閣提出第七号)

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

これより各案について順次政府より提案理由の説明を求めます。渡辺大蔵大臣。

物品税法の一部を改正する法律案
印紙税法の一部を改正する法律案
有価証券取引税法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○渡辺國務大臣 ただいま議題となりました物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに物品税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における厳しい財政事情、消費の実態、課税物品相互間の負担の均衡等に顧み、新規に開発された物品等を新たに課税対象に加えることとするほか、一部の物品に対する物品税の税率の引き上げを行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、ビデオテープレコーダー、集中冷暖房装置の機器類、ライトバン等を新たに課税対象に

加えることとしたしております。なお、新規課税に当たっては、必要な暫定軽減措置を講ずることとしております。

第二に、小型乗用四輪自動車、自動車用の冷暖房装置等に係る税率を、軽乗用四輪自動車を除いて、一五％から一七・五％に引き上げ、また、排気量二百五十立方センチメートルを超える大型二輪自動車等に係る税率を、五％から一〇％に引き上げることとしたしております。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、最近における厳しい財政事情、印紙税の負担状況等に顧み、印紙税の税率の引き上げ等を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、定額税率及び階級定額税率の引き上げを行うこととしたしております。

すなわち、定額税率及び階級定額税率を二倍に引き上げるとともに、階級定額税率につき、その最高価格帯に新たな金額区分を設けて税率を引き上げる等その調整を行うこととしたしております。

第二に、過怠税の最低額を現行の五百円から千円に引き上げることとする等制度の整備合理化を行うこととしたしております。

最後に、有価証券取引税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における厳しい財政事情に顧み、有価証券取引税の税率の引き上げ等を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、有価証券取引税の税率の引き上げを行

うこととしたしております。

すなわち、地方債証券、社債券等に係る税率について、証券会社の売買による譲渡の場合は一万分の一から一万分の一・五に、一般の譲渡の場合は一万分の三から一万分の四・五にそれぞれ引き上げるとともに、株券、株式投資信託の受益証券等に係る税率について、一般の譲渡の場合は一万分の四十五から一万分の五十五に引き上げることとしたいたします。

第二に、印紙納付に係る有価証券取引税について、税額が一定額を超える場合には現金納付によることとし、一定額以下である場合には印紙納付によることができることとする等制度の整備合理化を行うこととしたしております。

以上、物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○綿貫委員長 これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

次回は、来る二十七日金曜日午前九時三十分理事会、午前九時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時八分散会

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第六号中「数物類」の下に(第九号)に掲げるものを除く。)を加える。

別表第七号の品目欄及び税率欄を次のように改

める。

- 1 普通乗用自動車、キャンピングカー及びキャンピングトレーラー(2、4、7及び9に掲げるものを除く。)
- 2 小型普通乗用四輪自動車(四輪駆動式のもので、長さが三二〇センチメートルを超え、幅が一四〇センチメートルを超え、又は気筒容積が五五〇立方センチメートルを超えるもの及び電気を動力源とし、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のもの並びにその他のものうち、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下で気筒容積が二、〇〇〇立方センチメートル以下のものをいい、4に掲げるものを除く。)、小型キャンピングカー(四輪駆動式のもの及び電気を動力源とし、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のもの並びにその他のものうち、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下で気筒容積が二、〇〇〇立方センチメートル以下のものをいい、4に掲げるものを除く。)
- 3 自動車用の冷房装置並びにその圧縮機、蒸発器及び凝縮器
- 4 軽普通乗用四輪自動車(四輪駆動式のもので、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のもの及び電気を動力源とし、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの及び電気を動力源とし、長さが三二〇センチメートル以下のもの並びにその他のものうち、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいう。)
- 5 乗用兼用貨物自動車(6から9までに掲げるものを除く。)
- 6 雪上スクーター
- 7 大型乗用三輪自動車(電気を動力源とし、長さが三二〇センチメートルを超え、又は幅が一四〇センチメートルを超えるもの及びその他のもので、長さが三二〇センチメートルを超え、幅が一四〇センチメートルを超え、又は気筒容積が五五〇立方センチメートルを超えるものをいう。)
- 8 軽乗用兼用貨物自動車(電気を動力源とし、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの及びその他のものうち、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいい、6、7及び9に掲げるものを除く。)
- 9 小型乗用三輪自動車(電気を動力源とし、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの及びその他のものうち、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいい、6、7及び9に掲げるものを除く。)

- | | | |
|--|---|-----|
| <p>別表第九号中「及び電気掛布」を、「電気掛布及び電気敷物」に改め、「湯沸かし器」の下に「(10)に掲げるものを除く。」を、「冷水器」の下に「(11)に掲げるものを除く。」を、「冷水器」の下に「(11)に掲げるものを除く。」を加え、「及び電気脱水機、衣類乾燥機及び」</p> | | |
| 9 | 扇風機及び冷風扇 | 一五% |
| 9 | 扇風機及び冷風扇 | 一五% |
| 10 | 温水暖房機並びにガス温水ボイラー及び液体燃料温水ボイラー | 一五% |
| 11 | 冷水製造機 | 一五% |
| 12 | 冷房用又は暖房用の放熱器 | 一五% |
| 別表第一〇号の品目欄及び税率欄を次のように改める。 | | |
| 1 | 大型テレビジョン受像機(映像面の最大径が六九センチメートルを超えるブラウンプ管を使用したものをいう。)及びそのブラウンプ管 | 二〇% |
| 2 | 大型テレビジョン映像投写機(結像時の映像面の最大径が六九センチメートルを超えるものをいう。)並びにテレビジョン映像投写機的大型スクリーン(投写面の最大径が六九センチメートルを超えるものをいう。)及びブラウンプ管 | 二〇% |
| 3 | 小型テレビジョン受像機(映像面の最大径が六九センチメートル以下のブラウンプ管を使用したものをいう。)及びそのブラウンプ管 | 一五% |
| 4 | 小型テレビジョン映像投写機(結像時の映像面の最大径が六九センチメートル以下のものをいう。)及びテレビジョン映像投写機的小型スクリーン(投写面の最大径が六九センチメートル以下のものをいう。) | 一五% |
| 5 | 磁気映像プレーヤー及び磁気映像録画機 | 一五% |
| 6 | テレビジョンチューナー | 一五% |
| 7 | テレビジョン撮像機並びにそのレンズ及び撮像管 | 一五% |
| 8 | 蓄音機(アンサンブル式の蓄音機用レコード演奏装置を含む。)並びに蓄音機用レコードのレコードプレーヤー、レコードプレーヤーユニット及びレコード選択機 | 一五% |
| 9 | ステレオ式の磁気音声再生機(アンサンブル式の磁気音声再生機用レコー | 一五% |

10	ド演奏装置を含む。及び磁気音声再生機用レコードのプレーヤー ステレオ式のラジオ受信機及び拡声用増幅器（他の拡声用増幅器に接続し てその入力を増幅するための増幅器を含む。15において同じ。）で、幅又は 高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたもの以外のもの 複合型スピーカーステム	一五%
11	著音機用又は磁気音声再生機用のレコード	一五%
12	ラジオ受信機（10及び15に掲げるものを除く。）	一五%
13	磁気音声再生機及び磁気音声再生機用レコードのプレーヤー（9に掲げる ものを除く。）	一〇%
14	マイクホン、ラジオ受信機（マイクホンミキサーを有するもの又は幅 若しくは高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたもの で、その出力が二五ワット以上のものに限る。）、拡声用増幅器（10に掲げる ものを除く。）及びスピーカーステム（11に掲げるものを除く。）	一〇%
15		五%

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年五月一日から
施行する。

（一般的経過措置）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除
き、この法律の施行前に課した、又は課すべき
であつた物品税については、なお従前の例によ
る。

（暫定的非課税）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」とい
う。）から昭和五十六年九月三十日までの間に
その製造に係る製造場から移出され、又は保税
地域から引き取られる次に掲げる物品について
は、物品税を課さない。

- 一 改正後の物品税法別表（以下「新別表」とい
う。）第二種第七号5に掲げる物品
- 二 新別表第二種第七号8に掲げる物品
- 三 新別表第二種第九号5に掲げる物品のうち
ち、電気数値
- 四 新別表第二種第九号7に掲げる物品のうち
ち、衣類乾燥機

一五%
一五%
一五%
一〇%
一〇%
五%

五 新別表第二種第九号10に掲げる物品のうち、改正前の物品税法別表（以下「旧別表」という。）第二種第九号6に掲げる物品（改正前の物品税法（以下「旧法」という。）において課税物品に該当することとされていたものに限る。）に該当しないもの

六 新別表第二種第九号11及び12に掲げる物品

七 新別表第二種第一〇号2及び4に掲げる物品のうち、旧別表第二種第一〇号1及び2に掲げる物品（旧法において課税物品に該当することとされていたものに限る。）に該当しないもの

八 新別表第二種第一〇号5から7までに掲げる物品

（税率の暫定的軽減）

第四条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに課されるべき物品税の税率は、新別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の税率欄に掲げる税率とする。

1	新別表第二種第七号3に掲げる物品	施行日から昭和五十六年九月三〇日まで	一五%
2	前条第一号に掲げる物品	昭和五十六年一〇月一日から昭和五十七年九月三〇日まで	五%
3	前条第三号から第六号までに掲げる物品	昭和五十六年一〇月一日から昭和五十七年九月三〇日まで	五%
4	前条第七号に掲げる物品のうち、新別表第二種第一〇号4に掲げる物品に該当するもの		
5	前条第八号に掲げる物品		
6	附則第七条第一項第二号の物品のうち、新別表第二種第九号4、6及び7に掲げる物品に該当するもの	昭和五十七年一〇月一日から昭和五十八年九月三〇日まで	一〇%
7	附則第七条第一項第二号ハの物品のうち、新別表第二種第一〇号3に掲げる物品に該当するもの		
8	前条第七号に掲げる物品のうち、新別表第二種第一〇号2に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一〇月一日から昭和五十七年九月三〇日まで	一〇%
9	附則第七条第一項第二号ロの物品のうち、新別表第二種第九号1及び2に掲げる物品に該当するもの		
10	附則第七条第一項第二号ハの物品のうち、新別表第二種第一〇号1に掲げる物品に該当するもの	昭和五十七年一〇月一日から昭和五十八年九月三〇日まで	一五%

（軽減税率適用物品の免税移出等に係る経過措置）

第五条 前条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第十七条第三項（同法第十九条第三項、第二十二條第三項及び第二十六條第三項において準用する場合を含む。）又は租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十八條の二第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限がその移出に係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に到来するものに限る。）について、当該期限までにこれらの規定に

規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、当該期限の日当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとした場合に適用される税率とする。

2 前条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同条の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、その移出又は引取りに係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に次の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合に

おける当該物品に係る物品税の税率は、それぞれその該当することとなつた日に当該物品をそ

の製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたものとした場合に適用される税率とする。

免除の規定	追徴の規定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百一十一号)第九条第一項(日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百一十一号)第九条第二項又は第十一条第二項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百一十一号)第七条日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百一十一号)第八条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助

協定第六条

3

前二項の規定は、次に掲げる物品で、施行日前にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものについて準用する。この場合において、第一項中「その移出に係る日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあり、及び前項中「その移出又は引取りに係る日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあるのは、第一号に掲げる物品については「前条の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の終了の日の翌日」と、第二号に掲げる物品については「施行日」と、それぞれ読み替へるものとする。

一 前条の表の物品名欄1に掲げる物品

二 新別表第二種第七号2及び7に掲げる物品(輸出免税を受けた軽減税率適用物品等の用途外使用に係る経過措置)

第六条 附則第四条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の各号に掲げるもので同表の期間欄に掲げる期間内に購入され、又は引き取られたものについて、その購入され又は引き取られた日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に当該各号に定める法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれその該当することとなつた日に当該物品をその製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたものとした場合に適用される税率とする。

一 物品税法第二十条第六項に規定する輸出品品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第三項本文又は第五項本文

二 物品税法第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた課税物品

助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百二十二号)第二条

同法第二十二條第六項本文(同法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。)

三 租税特別措置法第八十八條の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第五項において準用する物品税法第二十條第三項本文又は第五項本文

2

前項の規定は、前条第三項各号に掲げる物品で、施行日前に購入され、又は引き取られたものについて準用する。この場合において、前項中「その購入され又は引き取られた日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあるのは、同条第三項第一号に掲げる物品については「附則第四条の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の終了の日の翌日」と、同項第二号に掲げる物品については「施行日」と、それぞれ読み替へるものとする。

(営業開業申告に係る経過措置)

第七条 昭和五十六年十月一日において、同日前から引き続き次に掲げる物品の製造をする者は、物品税法第三十五條第二項前段の規定による申告については、同日から起算して一月以内に、当該製造に係る物品名、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

一 附則第三条各号に掲げる物品のうち、課税物品に該当するもの

二 次に掲げる物品のうち、昭和五十六年十月一日前においては、物品税法第九条の規定により物品税を課さないこととされているもので、同日以後同条の規定に該当しないことと

なるもの

イ 新別表第二種第七号9に掲げる物品
 ロ 新別表第二種第九号1、2及び4に掲げる物品、同号6に掲げる物品のうち湯沸かし器並びに同号7に掲げる物品のうち電気洗たく機

ハ 新別表第二種第一号1に掲げる物品のうち大型テレビジョン受像機、同号3に掲げる物品のうち小型テレビジョン受像機及び同号15に掲げる物品のうちマイクロナン

2 昭和五十六年十月一日において、同日前から引き続き物品税法第七條第一項の規定により、同項に規定する委託又は指示をすることにより前項各号に掲げる物品の製造とみなされる行為をする者は、同法第三十五條第四項の規定による申告については、同日から起算して一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

3 物品税法第三十五條第二項前段又は第四項及び同法第四十六條第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者で昭和五十六年十月一日から起算して一月以内に第一項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについては、それぞれ適用しない。

(手持品課税)

第八條 次の表の物品名欄に掲げる物品(課税物品)に該当するものに限り、以下この条において同じ。)を、同表の期日欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所(第五項の規定により製造場とみなされる場所を含む。)で販売するため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所所持する場合に、その合計数量)がそれぞれ同表の数量欄に掲げる数量以上であるときは、当該物品(同項の確認を受けて所持するものを除く。)については、その者が当該物品の製造者として当該物品をその日にその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。

物 品 名	期 日	数 量	税 率
新別表第二種第七号2に掲げる物品	施行日	二〇〇個	二・五%
新別表第二種第七号3に掲げる物品	昭和五十六年一月一日	一〇〇個	二・五%
附則第三條第一号に掲げる物品	昭和五十六年一月一日	二〇〇個	五%
新別表第二種第七号7に掲げる物品	施行日	五〇個	五%
附則第三條第二号に掲げる物品	昭和五十六年一月一日	二〇〇個	五%
前条第一項第二号イの物品	昭和五十六年一月一日	一〇〇個	五%
前条第一項第二号ロの物品のうち、新別表第二種第九号1に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一月一日	二〇〇個	一〇%
	昭和五十七年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十八年一月一日	二〇〇個	五%

前条第一項第二号ロの物品のうち、新別表第二種第九号2に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一月一日	五〇個	一〇%
	昭和五十七年一月一日	五〇個	五%
	昭和五十八年一月一日	五〇個	五%
前条第一項第二号ロの物品のうち、新別表第二種第九号4に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十七年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十八年一月一日	二〇〇個	五%
附則第三條第三号に掲げる物品	昭和五十六年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十七年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十八年一月一日	二〇〇個	五%
前条第一項第二号ロに規定する湯沸かし器	昭和五十六年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十七年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十八年一月一日	二〇〇個	五%
前条第一項第二号ロに規定する電気洗たく機	昭和五十六年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十七年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十八年一月一日	二〇〇個	五%
附則第三條第四号に掲げる物品	昭和五十六年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十七年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十八年一月一日	二〇〇個	五%
附則第三條第五号に掲げる物品	昭和五十六年一月一日	一〇〇個	五%
	昭和五十七年一月一日	一〇〇個	五%
	昭和五十八年一月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第九号11に掲げる物品	昭和五十六年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十七年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十八年一月一日	二〇〇個	五%
新別表第二種第九号12に掲げる物品	昭和五十六年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十七年一月一日	二〇〇個	五%
	昭和五十八年一月一日	二〇〇個	五%

第二十条第三項中「前二項を」「第一項又は前項」に、「五百円」を「千円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する課税文書の作成者から当該課税文書に係る印紙税の納税地の所轄税務署長に對し、政令で定めるところにより、当該課税文書について印紙税を納付していない旨の申出があり、かつ、その申出が印紙税についての調査があつたことにより当該申出に係る課税文書について国税通則法第三十二条第一項（賦課決定）の規定による前項の過怠税についての決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該課税文書に係る同項の過怠税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付しなかつた印紙税の額と当該印紙税の額に百分の十の割合を乗じて計算した金額との合計額に相当する金額とする。

第二十七条中「課する」を「科する」に改める。
別表第一課税物件表の適用に関する通則4中「以下この4において『契約金額等』という。」を加え、「記載金額」を「この4において『記載金額』」に改め、ニを次のように改める。

一次の(一)から(四)までの規定に該当する文書の記載金額については、それぞれ(一)から(四)までに定めるところによる。

(一) 当該文書に記載されている単価及び数量、記号その他によりその契約金額等の計算をすることができるときは、その計算により算出した金額を当該文書の記載金額とする。

(二) 第一号又は第二号に掲げる文書に当該文書に係る契約についての契約金額又は単価、数量、記号その他の記載のある見積書、注文書その他これらに類する文書（この表に掲げる文書を除く。）の名称、発行の日、記号、番号その他の記載がある

ることにより、当事者間において当該契約についての契約金額が明らかであるとき又は当該契約についての契約金額の計算をすることができるときは、当該明らかである契約金額又は当該計算により算出した契約金額を当該第一号又は第二号に掲げる文書の記載金額とする。

(三) 第四号に掲げる文書について、その名称、番号、規格その他により、当該文書の券面金額に相当する当該文書と引換へに給付される物品の価額を明らかにすることができるときは、当該明らかにすることができ金額を当該文書の記載金額とする。

(四) 第二十二号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る有価証券の受取書に当該有価証券の発行者の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があること、又は同号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る金銭若しくは有価証券の受取書に当該売上代金に係る受取金額の記載のある支払通知書、請求書その他これらに類する文書の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該売上代金に係る受取金額が明らかであるときは、当該明らかである受取金額を当該受取書の記載金額ととする。

別表第一 第一号及び第二号の課税標準及び税率

欄中「百元」を「二百円」に、「二百円」を「四百円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を「二千円」に、「五千円」を「一万円」に、「一万円」を「二万円」に、「三万円」を「六万円」に、「五万円」を「十万円」に、「十五億円」を超え十億円以下のもの 十万円 十五万円」を	「五十億円」を超え十億円以下のもの 二十万円 四十万円」に
改める。	五十億円を超えるもの 六十万円」に

別表第一第三号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に、「二百円」を「四百円」に、「三百円」を「六百円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を「二千円」に、「二千円」を「四千円」に、「三千円」を「六千円」に、「五千円」を「一万円」に、「一万円」を「二万円」に、「二万円」を「四万円」に、「三万円」を「六万円」に、「四万円」を「十万円」に、「五億円を超え十億円以下のも

もの 十五万円 二十万円」に改める。

別表第一第四号の課税標準及び税率欄中「あわせて」を「合せて」に改め、「一つづり」としているもの(二)の下に「課税物件表の適用に関する通則 4 二(三)の規定により券面金額の記載があることとされる物品切手のうち、当該物品切手と引換えに給付される物品の品名及び数量が特定されており、かつ、当該券面金額が六百円未満のもののみを合わせて一冊又は一つづりとしているものを除く。」を加え、「百円」を「二百円」に、「三十円」を「六十円」に改める。

別表第一第五号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を「二千元」に、「五千元円を超えるもの」を「五千元」を「五千元円を超える一億円以下のもの」
「一億円を超えるもの」
「一万円」に改める。
「二万円」に改める。

別表第一第六号及び第七号の課税標準及び税率欄中「二万円」を「四万円」に改める。

別表第一第八号の課税標準及び税率欄中「二万円」を「四万円」に改める。

別表第一第九号から第二十一号までの課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に改める。

別表第一第二十二号の課税標準及び税率欄中「百円」を「二百円」に、「二百円」を「四百円」に、「三百円」を「六百円」に、「五百円」を「千円」に、「千円」を「二千円」に、「二千円」を「四千円」に、「三千円」を「六千円」に、「五千円」を「一万円」に、「一万円」を「二万円」に、「二万円」を「四万円」に、「三万円」を「六万円」に、「四万円」を「十万円」に、「五億円」を超えるもの　五万円」を「五億円」を超え十億円以下十億円を超えるもの」

の
もの
十五万円
二十万円」に改める。

別表第一第二十三号の課税標準及び税率欄中「百元」を「二百円」に改める。

別表第一第二十四号の課税標準及び税率欄中「二百円」を「四百円」に改める。

別表第一第二十五号の課税標準及び税率欄中「二千円」を「四千円」に改める。

別表第三中母子福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に定める資金の貸付けに関する文書の項の次に次のように加える。

自動車事故対策センター法（昭和四十八年法律第六十五号）第三十一条第一項第三号及び第四号（業務）に規定する資金の貸付けに関する文書

自動車事故対策センター又は当該資金の貸付けを受ける者

附
則

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から

(一般的經過措置)

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法(以下「新法」という。)の

規定は、昭和五十六年五月一日（以下「指定日」という。）以後に作成される文書について適用し、指定日前に作成される文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

（税印による納付の特例に関する経過措置）

第三条 改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）

第九条第一項の請求に基づき税印が押されている文書のうち指定日以後に作成されるものに係る新法第七条の規定により算出した場合における印紙税額と旧法第七条の規定により算出した場合における印紙税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

2 前項の場合において、旧法の規定には、前条の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

(過怠税の徴収に関する経過措置)

第四条 指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税の徴収については、指定日以後においては、新法第二十条の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

2 指定日以後、新法第二十条の規定により、指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「過怠税」という。）及び指定日以後に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「新過怠税」という。）を同時に徴収する場合（旧過怠税及び新過怠税で同条第五項の規定により同条第四項の規定の適用がないものとされるもののみを同時に徴収する場合を除く。）における同項に規定する過怠税の合計額については、同項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 当該過怠税の合計額に新過怠税（新法第二十条第二項の規定の適用を受けたものを除く。）の額が含まれている場合において、当該過怠税の合計額が千円に満たないときは、これを千円とする。

二 前号に規定する場合以外の場合において、当該過怠税の合計額が五百円に満たないときは、これを五百円とする。

(罰則に関する経過措置)

昭和五十六年三月三日印刷

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、印紙税に係る定額税率及び階級定額税率を二倍に引き上げるとともに、階級定額税率の最高価格帯の改定を行うほか、過怠税の最低額を引き上げる等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

有価証券取引税法の一部を改正する法律案
有価証券取引税法（昭和二十八年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「左の」を「次の」に、「乙」その他の有価証券の譲渡

「乙」第二条第一項第一号に掲げる有価証券の譲渡
その他の有価証券の譲渡

譲渡価額の万分の「五」に、「万分の四十五」を「万分の五十五」に、「乙」その他の有価証券の譲渡

譲渡価額の万分の「三」を「乙」その他の有価証券の譲渡

第二条第一項第一号に掲げる有価証券の譲渡
その他の有価証券の譲渡

譲渡価額の万分の「五」に改める。

第十二条を次のように改める。

(その他の方法による納付)

第十二条 有価証券取引税の納税義務者は、前二条の規定の適用がある場合を除き、有価証券の譲渡をした日の翌日までに、当該有価証券の譲渡につき課されるべき有価証券取引税を政府に納付しなければならない。この場合において、

昭和五十六年三月四日発行

当該納税義務者は、大蔵省令で定める様式の有価証券取引書を作成し、当該有価証券取引書に当該納付に係る領収証書をはり付けておかなければならない。

2 前項の規定により納付すべき有価証券取引税の額が政令で定める金額以下であるときは、当該有価証券取引税の納税義務者は、印紙をもつて、当該有価証券取引税を政府に納付することができる。この場合における当該有価証券取引税の納付は、同項に規定する有価証券取引書を作成し、当該有価証券取引書に当該納付すべき有価証券取引税の額に相当する印紙をはり付け、かつ、当該有価証券取引書の紙面と印紙の色彩とにかけ、自己の印章又は署名をもつて、判明に印紙を消す方法によつてしなければならない。

3 第一項前段の有価証券取引税の納税義務者は、大蔵省令で定めるところにより、同項後段又は前項後段の規定により作成した有価証券取引書を保存しなければならない。

第十三条第二項中「前条第一項」を「前条第一項前段」に、「同項の規定による納付をし」を「当該納付すべき有価証券取引税を納付し」に改め、「同項の規定にかかわらずを削る。

第二十一条中「第十二条第三項」を「第十二条第一項又は第二項」に改める。

第二十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「詐偽」を「偽り」に改め、「第十一条第一項」の下に「又は第十二条第一項」を加え、「免かれ」を「免れ」に改め、同項第三号を削る。

第二十四条中「左の」を「次の」に改め、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条第一項の規定により納付すべき有価証券取引税を納付しなかつた者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の有価証券取引税法（次項において「新法」という。）の規定は、別段の定めがあるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生ずる有価証券の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、施行日前に生じた有価証券の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第一項の規定により有価証券取引税を納付しなければならない者は、施行日以後三年以内における有価証券の譲渡につき課されるべき有価証券取引税（同条第二項に規定する政令で定める金額以下である有価証券取引税を除く。）に限り、改正前の有価証券取引税法第十二条第一項及び第三項の規定の例により政府に納付することができる。この場合において、同項の規定の例により作成した有価証券取引書は、新法第十二条第二項後段の規定により作成した有価証券取引書とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 施行日前に生じた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正)

第四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第三号及び第三十六条第一項第三号中「第十二条第一項（印紙納付）」を「第十二条第一項（納付）」に改める。

理由

最近における厳しい財政事情にかえりみ、今次の税制改正の一環として、有価証券取引税の税率を引き上げるほか、証券会社の特別徴収等に係る有価証券取引税以外の有価証券取引税の納付方法を改める等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局